

親会社による グループ子会社管理のあり方

～子会社管理責任に関する裁判例、 企業グループ全体を管理する上での留意点など～

開催要領

●日時●2018年 7月25日(水) 13:30~16:30

●会場●企業研究会セミナールーム (東京・麹町)

講師紹介

日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 松山 遙 氏

【ご略歴】1992年司法試験合格、93年東京大学法学部卒業。95年東京地裁判事補任官、2000年弁護士登録(第二東京弁護士会)、日比谷パーク法律事務所入所、現在に至る。会社法(株主代表訴訟、株主総会運営、合併・企業買収、その他一般企業法務)、金融商品取引法、著作権関連訴訟、金融商品等に関する損害賠償訴訟等を中心に、各社の助言、紛争処理、裁判、執筆・講演等に活躍中。



ご参加頂きたい方

監査・経営企画・関係会社管理・法務部門等に所属され、子会社管理の実務を学びたい方

受講料: 1名(税込み、資料代含む)

正会員	30,240円(本体価格28,000円)
一般	32,400円(本体価格30,000円)

参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

((セミナー・会員研究会)→よくあるご質問)

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル(旧 麹町M-SQUARE)2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナーQ 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181325-0302		親会社によるグループ子会社管理のあり方	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			

● プログラム ●

7月 25日
(水)

13:30

途中
休憩タイム
あり

16:30

第1 子会社管理の必要性

1 子会社管理の意義と必要性

- (1) 近年の不祥事の状況
- (2) 会社法・金商法等の改正経緯
- (3) 子会社管理・グループガバナンスの必要性

2 子会社管理体制に関する各種規制

- (1) 会社法に基づく「企業集団における内部統制システム」
- (2) 金商法に基づく「財務報告に係る内部統制」
- (3) 金融商品取引所規則に基づく「業務の適正を確保するために必要な体制」

3 子会社管理責任に関する裁判例

- (1) 子会社の不正行為に関する役員責任
- (2) 従業員の不正行為に関する役員責任
- (3) 有価証券報告書等の不実記載に関する役員責任

第2 子会社管理体制を検討する上での留意点

1 対象とすべき子会社・関連会社の特性等に応じた留意点

- (1) 議決権保有割合
 - ① 100%子会社の場合
 - ② 実質支配している子会社の場合
 - ③ 関連会社の場合
- (2) 事業規模・その他の特性
 - ① 事業規模の大きさ
 - ② レピュテーション・リスクの大きさ
 - ③ 企業文化・環境の違い（買収した子会社・海外子会社）

2 企業グループ全体を管理する上での留意点

- (1) 企業集団のスキームと各社の機関設計
- (2) 企業集団全体としてのリスク管理
- (3) 親会社内部における情報連携・管理体制
- (4) 純粹持株会社における留意点

第3 子会社管理体制の構築・運用

1 業務執行ラインにおける管理体制

- (1) 経営管理契約等に基づく重要な業務執行の承認・報告体制
- (2) 子会社に対する役職員の派遣
- (3) 子会社役職員の業績評価
- (4) 親会社における担当部署のあり方
- (5) グループ内部通報制度の活用

2 内部監査部門による監査体制

- (1) 親会社における「企業集団としての内部統制システム」の決定・運用
- (2) 子会社における内部統制システムの構築・運用
- (3) 内部監査部門における監査・連携

3 監査役による監査

- (1) 親会社監査役の権限・職責
- (2) 利益相反取引・グループ間取引に対する監査
- (3) 子会社における不正行為への対応
- (4) 監査役による子会社往査・連携

講師 日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 松山 遙 氏

【主著】「日経 BP 実践 MBA④『MBA 訴訟戦略』」「委員会等設置会社への移行戦略」「ハンドブック シリーズ3 取締役・執行役」「実務相談 株式会社法 補遺」「実務対応 新会社法 Q & A」「コンプライアンス経営の確立と法務部門の機能強化」「Q & A 震災と株主総会対策」「論点体系 会社法」「独立取締役の基礎知識」「敵対的株主提案とプロキシーファイト〔第2版〕」「【専門訴訟講座7】会社訴訟—訴訟・非訟・仮処分—」「監査等委員会設置会社の活用戦略」「コーポレートガバナンス・ハンドブック」「はじめて学ぶ社外取締役・社外監査役の役割」「平成30年株主総会の準備実務・想定問答」（共著を含む）他論文等多数。